

年金記録確認岐阜地方第三者委員会（第3回）議事要旨

1 日 時 平成19年8月8日（水）13時30分～16時30分

2 場 所 岐阜合同庁舎4階 共用第3会議室

3 出席者

（委員会）浦田委員長、稲垣委員長代理、市川委員、市原委員、大熊委員

（岐阜行政評価事務所）大野所長 武内事務室長、松尾主任調査員、藤垣主任調査員ほか

4 主な議題

- (1) 申立案件の概要説明
- (2) 事務手続要領案等について
- (3) その他

5 会議経過

- (1) 岐阜社会保険事務局から転送された申立案件（厚生年金2件、国民年金1件）の概要について、事務局から説明があった。

説明後、申立案件及び案件に添付された資料等について質疑応答の後、いずれの申立案件も追加調査が必要との判断から、引き続き、審議を継続することとなった。

- (2) 年金記録確認岐阜地方第三者委員会事務手続要領案について、事務局から説明があり、同要領を岐阜地方第三者委員会で決定した。

〔 文 責 : 事 務 局
後日修正の可能性あり 〕

年金記録確認岐阜地方第三者委員会（第4回）議事要旨

1 日 時 平成19年8月17日（金）9時00分～12時00分

2 場 所 岐阜合同庁舎2階 岐阜行政評価事務所 所長室

3 出席者

（委員会）浦田委員長、稲垣委員長代理、市川委員、市原委員、大熊委員

（岐阜行政評価事務所）大野所長 武内事務室長、松尾主任調査員、藤垣主任調査員ほか

4 主な議題

- (1) 申立案件の検討
- (2) 事務手続細則案等について
- (3) その他

5 会議経過

- (1) 岐阜社会保険事務局から転送された申立案件（国民年金4件）についての審議を行った。
審議に当たっては申立案件それぞれについて、申立の内容を裏付ける周辺事情にどのようなものがあり、それらをどのように評価すべきか、さらに調査すべき点は何か等について議論された。
いずれの申立案件も追加調査が必要との判断から、引き続き、審議を継続することとなった。
- (2) 事務局から「年金記録確認岐阜地方第三者委員会事務手続細則案」及び「税務関係資料の提供依頼に関する事務手続細則案」について説明があり、事務局案のとおり決定された。
- (3) 8月下旬から10月の間の委員会開催日を決定した。
なお、次回は、8月23日（木）9時30分から開催することとなった。

〔 文 責 : 事 務 局
後日修正の可能性あり 〕

年金記録確認岐阜地方第三者委員会（第5回）議事要旨

1 日 時 平成19年8月23日（木）9時30分～12時00分

2 場 所 岐阜合同庁舎2階 岐阜行政評価事務所 所長室

3 出席者

（委員会）浦田委員長、稲垣委員長代理、市川委員、市原委員、大熊委員

（岐阜行政評価事務所）大野所長 武内事務室長、松尾主任調査員、藤垣主任調査員ほか

4 主な議題

(1) 申立事案の検討

(2) その他

5 会議経過

(1) 事務局から、前回審議を行った継続事案1件（国民年金）に係る追加調査の結果について報告を行った。次に、岐阜社会保険事務局から転送された申立事案（国民年金2件、厚生年金1件）についての審議を行った。

審議に当たっては申立事案それぞれについて、申立の内容を裏付ける関連資料及び周辺事情にどのようなものがあり、それらをどのように評価すべきか、さらに調査すべき点は何か等について議論された。

次回の委員会においても、引き続き、審議を継続することとされた。

(2) 11月から12月の間の委員会開催日を決定した。

なお、今回は、8月31日（金）14時00分から開催することとなった。

〔 文 責 : 事 務 局
後日修正の可能性あり 〕

年金記録確認岐阜地方第三者委員会（第6回）議事要旨

1 日 時 平成19年8月31日（金）14時00分～17時00分

2 場 所 岐阜合同庁舎4階 共用第3会議室

3 出席者

（委員会）浦田委員長、稲垣委員長代理、市川委員、市原委員、大熊委員

（岐阜行政評価事務所）大野所長 武内事務室長、松尾主任調査員、藤垣主任調査員ほか

4 主な議題

(1) 申立事案の審議

(2) その他

5 会議経過

(1) 国民年金事案1件についてあっせん案を審議し、決定した。

(2) 事務局から、継続審議となっている申立事案（厚生年金1件）に係る追加調査の結果について報告を行った。次に、岐阜社会保険事務局から転送された新規申立事案（国民年金4件、厚生年金1件）についての審議を行った。

審議に当たっては申立事案それぞれについて、申立の内容を裏付ける関連資料及び周辺事情にどのようなものがあり、それらをどのように評価すべきか、さらに調査すべき点は何か等について議論された。

次回の委員会においても、引き続き、審議を継続することとされた。

(3) 次回は、9月6日（木）9時00分から開催することとなった。

〔 文 責 : 事 務 局
後日修正の可能性あり 〕